

益田市コミュニティ活動施設 バリアフリー化等補助金制度について

市では、コミュニティ活動等を行う団体が、市内の施設で多くの方が利用し、障がいのある方の利用が見込まれる場合に必要「合理的配慮の提供」に要した経費について、補助金を交付しています。

■ 補助対象団体

継続してコミュニティ活動等を行う団体（地域住民グループ、ボランティア団体、特定非営利活動法人等の非営利団体）※特定の期間、特定の方を対象とした活動は対象となりません。

■ 補助対象事業および補助金額

コミュニティ活動等を行う団体が、所有または通年で管理する施設に対して実施する「合理的配慮の提供」で、次の①・②のいずれかに該当する場合、経費の2分の1の額を補助しています。

区 分	補助率	補助限度額
①コミュニケーションツール作成および物品購入 (例) 点字案内や音声チラシの作成 折り畳み式スロープ、滑り止めマットの購入など	2分の1	10万円
②工事施工 (例) 手すり、スロープの設置など		20万円

※申請は1つの補助対象団体につき上記区分それぞれ1回限りです。

ただし、1つの申請において各区分の経費を同時に申請することができます。

※事業実施後の申請は受付できません。

※令和9年3月末までに事業を完了する必要があります。そのほか、制度の詳細については問い合わせください。

益田市手話等理解促進研修・啓発事業補助金制度 を創設しました！

市では、手話に関する取組の推進として、市内に活動拠点を置く団体が、市内において地域住民を対象に実施する手話やろう者に関する理解を図るための研修および啓発活動に要した経費について、補助金を交付します。

■ 補助対象活動

- (1) 手話等に対する理解を深めるための教室等の開催
- (2) 有識者による講演会やろう者と触れ合うイベント等、多くの住民が参加できる活動
- (3) 手話等に対するパンフレットおよびホームページの作成等の、手話に対する普及・啓発を目的とした広報活動

■ 補助対象団体

市内に活動拠点を置く団体

■ 補助金額等

同一の団体に対し、1年度において交付申請は5回までとし、1回の交付につき4万円を上限に補助します。

■ 補助対象経費

講師等の謝礼・旅費、消耗品、印刷製本費、通信費、会場借上料等、その他活動に必要と認められる経費（団体の運営のための経常的経費や飲食費などは対象外）

詳しくは下記問い合わせ先までご連絡ください。

※事業実施後の申請は受付できませんので、必ず事前にご相談ください。